

○ デジタル庁
総務省 令第 号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行及び地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十一条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(特定個人情報提供することができる地方税法の規定)
 第十九条 令第二十一条の主務省令で定める地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定は、同法第八条第一項若しくは第二項(同法第八条の二第三項(同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第二項、第八条の三第一項若しくは第三項、第十九条の六、第二十條の三第一項、第二十條の四第一項、第四十一条第三項、第四十六條第一項から第三項まで、第四十八條第三項若しくは第五項、同法第八項において準用する同法第二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三條第六十二項若しくは第六十三項、第五十五條の三、第五十八條第四項若しくは第六項、第六十三條、第七十二條の二十五第二項(同法第六項(同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。))、同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第四項(同法第七十二條の二十五第七項(同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。))、第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。))、第七十二條の三十九の三、第七十二條の四十、第七十二條の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二條の四十九の二、第七十二條の五十第三項、第七十二條の五十四第三項、第七十二條の五十七の三、第七十二條の九十四、第七十三條の十八第四項、第七十三條の二十一第三項若しくは第四項、第七十三條の二十二、第七十三條の二十三、第七十四條の十九、第四百四十四條の八第四項、第四百四十四條の九第二項若しくは第九項、第四百四十四條の三十四第四項、第四百四十四條の三十五第四項、第三百二十一条の七の十四、第三百二十一条の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一条の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九條の四第六項若しくは第七項、第三百五十四條の二(同法第七百四十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。))、第三百八十九條第一項若しくは第四項(同法第四百十七條第三項において準用する場合を含む。))、第三百九十九條(同法第四百十七條第四項において準用する場合を含む。))、第四百一条第四号若しくは第五号、第四百十七條第二項、第四百十九條第一項、第四百二十一条、第四百七十九條、第六百五号、第七百一条の五十五、第七百四十二條、第七百四十三條第一項若しくは第二項又は第七百四十四條の規定とする。

(特定個人情報提供することができる地方税法の規定)
 第十九条 令第二十一条の主務省令で定める地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定は、同法第八条第一項若しくは第二項(同法第八条の二第三項(同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第二項、第八条の三第一項若しくは第三項、第十九條の六、第二十條の三第一項、第二十條の四第一項、第四十一条第三項、第四十六條第一項から第三項まで、第四十八條第三項若しくは第五項、同法第八項において準用する同法第二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三條第四十二項若しくは第四十三項、第五十五條の三、第五十八條第四項若しくは第六項、第六十三條、第七十二條の二十五第二項(同法第六項(同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。))、同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第四項(同法第七十二條の二十五第七項(同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。))、第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(同法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項において準用する場合を含む。))、第七十二條の三十九の三、第七十二條の四十、第七十二條の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二條の四十九の二、第七十二條の五十第三項、第七十二條の五十四第三項、第七十二條の五十七の三、第七十二條の九十四、第七十三條の十八第三項、第七十三條の二十一第三項若しくは第四項、第七十三條の二十二、第七十三條の二十三、第七十四條の十九、第四百四十四條の八第四項、第四百四十四條の九第二項若しくは第九項、第四百四十四條の三十四第四項、第四百四十四條の三十五第四項、第三百二十一条の七の十四、第三百二十一条の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一条の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九條の四第六項若しくは第七項、第三百五十四條の二(同法第七百四十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。))、第三百八十九條第一項若しくは第四項(同法第四百十七條第三項において準用する場合を含む。))、第三百九十九條(同法第四百十七條第四項において準用する場合を含む。))、第四百一条第四号若しくは第五号、第四百十七條第二項、第四百十九條第一項、第四百二十一条、第四百七十九條、第六百五号、第七百一条の五十五、第七百四十二條、第七百四十三條第一項若しくは第二項又は第七百四十四條の規定とする。

附 則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に改める部分は、令和五年四月一日から施行する。